第３号様式（第38条関係）

9センチメートル

2.5センチメートル

3センチメートル

（写真）

（　年　月撮影）

第　　号

官職

氏名

（　年　月　日生）

国際観光ホテル整備法第44条第５項の検査員の証

年　月　日発行

年　月　日まで有効

知事　　印

（表）

9センチメートル

6センチメートル

国際観光ホテル整備法（抄）

（報告及び検査）

第四十四条

３　観光庁長官又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録ホテル等に立ち入り、ホテル又は旅館の施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　観光庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録実施機関、情報提供機関又は指定法人の事務所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

６　第三項及び第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

五　第四十四条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録実施機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

四　第四十四条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第五十五条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした情報提供機関又は指定法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

二　第四十四条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

6センチメートル

（裏）